

2 大気関係資料

表 2-1-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ であること。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベ ン ゼ ン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

表 2-1-2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物 質	指 針 値
ア ク リ ロ ニ ト リ ル	年平均値 2μg/m ³ 以下
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	年平均値 10μg/m ³ 以下
水 銀	年平均値 0.04μg Hg/m ³ 以下
ニ ッ ケ ル 化 合 物	年平均値 0.025μg Ni/m ³ 以下
ク ロ ロ ホ ル ム	年平均値 18μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6μg/m ³ 以下
1,3-ブ タ ジ エ ン	年平均値 2.5μg/m ³ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6ng As/m ³ 以下

表 2 - 2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	ボイラー	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20 t／日以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉及びか焼炉	原料の処理能力が1 t／時以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉、転炉及び平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が200kg／時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L／時以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉及び直火炉	
11	乾燥炉	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が200kg／時以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が0.5 t／時以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L／時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg／時以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L／時以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素の処理能力が50kg／時以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流量が30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg／時以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設	伝熱面積が10㎡以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が80kg／時以上であるか、火格子面積が1㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上
24	鉛の第2次精錬又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L／時以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg／時以上
28	コークス炉	原料の処理能力が20 t／日以上
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L／時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L／時以上
32	ガソリン機関	

表 2-3-1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上
4	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2-3-2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研摩機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

(備考) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

表 2-3-3 大気汚染防止法に定める特定粉じん排出等作業

No.	作 業 の 種 類	使用されている材料
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業	特定建築材料 ①吹付け石綿 ②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、または補修する作業	

表 2-3-4 大気汚染防止法に定める揮発性有機化合物排出施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。)が3,000 ㎡/時以上
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が100,000㎡/時以上
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が10,000㎡/時以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000㎡/時以上
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるものと及び木材又は木製品(家具を含む。))の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が15,000㎡/時以上
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が7,000㎡/時以上
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が27,000㎡/時以上
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5㎡以上
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kL以上

表 2 - 4 - 1 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上1㎡未満であるもの ② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が0.5㎡未満であるもの ③ パーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30L以上50L未満であるもの ④ 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が2㎡以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および熔融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

（注）1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	0.20 g / N m ³
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10 mg / N m ³
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	1.0 mg / N m ³
	塩素	30 mg / N m ³
	塩化水素	80 mg / N m ³
	弗素、弗化水素および弗化珪素	10～20 mg / N m ³
	鉛およびその化合物	10～30 mg / N m ³

表 2-4-2 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類の種類

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50kL以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1日の取扱量が30kL以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30kL以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態で沸点が150℃以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態での5容量比パーセントの留出量となるときに温度が150℃以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の3に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表 2-4-3 福井県公害防止条例に定める特定工場（燃料使用量関係）

工 場 の 規 模	1時間当たりの通常の燃料使用量が重油換算600kg以上の工場または事業場	
規 制 基 準	規制項目	特定工場で排出する硫黄酸化物の量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表 2-5 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例に定めるアスベスト発生施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット未満であるもの
2	混合機	原動機の定格出力が3.7キロワット未満であるもの
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット未満であるもの
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
7	破碎機および摩砕機	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの

- (注) この表の中欄に掲げる施設は、アスベストを含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものおよび密閉式のものを除く。

表 2-7 二酸化硫黄の測定結果（一般環境大気測定局、平成23年度）

市 町	測 定 局	用途 地域 (注1)	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1 時間値 が0.1ppm を超えた 時間数と その割合		日平均値 が0.04ppm を超えた 日数とそ の割合		1 時間 値 の 最高値	日平均 値の 2 %除 外値	日平均値 が0.04ppm を超えた 日が2日 以上連続 したこと の有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 0.04ppmを 超えた日数 (注2)	設置 主体
			日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有× 無○	日	
福 井 市	福 井 順 化 社	住	319	7617	0.001	0	0	0	0	0.010	0.003	○	0	県 市 市
		商	365	8736	0.003	0	0	0	0	0.015	0.006	○	0	
		住	365	8732	0.003	0	0	0	0	0.014	0.006	○	0	
敦 賀 市	敦 賀 和 久 野 気 比	住	364	8696	0.002	0	0	0	0	0.021	0.006	○	0	県 県 市
		住	364	8701	0.001	0	0	0	0	0.015	0.002	○	0	
		住	364	8702	0.001	0	0	0	0	0.011	0.002	○	0	
小 浜 市	小 浜	住	364	8691	0.000	0	0	0	0	0.006	0.002	○	0	県
大 野 市	大 野	準工	364	8696	0.000	0	0	0	0	0.008	0.002	○	0	県
鯖 江 市	神 明 鯖 江 東 御 幸	住	364	8701	0.002	0	0	0	0	0.032	0.005	○	0	県 市 市
		住	365	8711	0.001	0	0	0	0	0.010	0.002	○	0	
		住	366	8745	0.002	0	0	0	0	0.036	0.005	○	0	
あわら市	中 川	未	362	8712	0.004	0	0	0	0	0.052	0.010	○	0	組合
越 前 市	味真野大気 武 生 北 武 生 西	住	365	8716	0.000	0	0	0	0	0.009	0.002	○	0	市 市 市
		工	364	8770	0.003	0	0	0	0	0.022	0.008	○	0	
		未	351	8450	0.001	0	0	0	0	0.015	0.002	○	0	
坂 井 市	三 国 宿 保 育 所 安 島 保 育 所	未	362	8656	0.001	0	0	0	0	0.008	0.002	○	0	県 市 市
		住	365	8715	0.001	0	0	0	0	0.006	0.002	○	0	
		未	364	8718	0.000	0	0	0	0	0.005	0.002	○	0	

(資料：環境政策課)

(注1) 住：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域

商：近隣商業地域・商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、

未：用途地域が定められていない地域（以下の表において同じ。）

(注2) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを越えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-8-1 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（一般環境大気測定局、平成23年度）

市 町	測 定 局	用途 地域	一酸化窒素（NO）				二酸化窒素（NO ₂ ）				窒素酸化物（NO+NO ₂ ）				設置 主体				
			有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	1時間値が 0.2ppmを超 えた時間数 とその割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下 の時間数とその 割合	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数とそ の割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数とその 割合	日平均 値の年 間98% の値	98%値評 価による 日平均値 が0.06ppm を超えた 日数(注)	有効 測定 日数	測定 時間		年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% の値	年平均値 NO ₂ (NO+NO ₂)
			日	時間	ppm	ppm	%	%	%	%	ppm	日	日	時間		ppm	ppm	ppm	%
福 井 市	麻生津 福井 センター 石橋 河合 順化 社	未住未未未未商	353	8474	0.004	0.146	0.020	0	0	0	0	0	353	8474	0.015	0.189	0.045	71.0	県
			316	7545	0.002	0.047	0.009	0.045	0	0	0	0	316	7545	0.010	0.071	0.027	85.4	県
			319	7630	0.002	0.062	0.013	0.047	0	0	0	0	319	7630	0.010	0.088	0.029	78.2	県
			306	7444	0.000	0.012	0.001	0.036	0	0	0	0	306	7444	0.003	0.047	0.007	93.5	市
			365	8709	0.001	0.077	0.005	0.040	0	0	0	0	365	8709	0.007	0.111	0.020	86.0	市
敦 賀 市	教賀 和久野 気比 大野 市	住住住住住	365	8711	0.002	0.077	0.009	0.042	0	0	0	0	365	8711	0.011	0.113	0.028	85.8	市
			363	8672	0.001	0.060	0.007	0.040	0	0	0	0	363	8672	0.008	0.094	0.024	84.4	市
			355	8608	0.002	0.115	0.012	0.052	0	0	0	0	355	8608	0.011	0.167	0.033	80.6	県
			365	8703	0.001	0.058	0.007	0.043	0	0	0	0	365	8703	0.007	0.074	0.021	85.9	市
			364	8704	0.003	0.100	0.019	0.053	0	0	0	0	364	8704	0.014	0.141	0.041	75.9	市
小 浜 市	大野 市	住	364	8689	0.001	0.025	0.004	0.027	0	0	0	0	364	8689	0.007	0.049	0.014	78.2	市
			363	8638	0.001	0.079	0.009	0.043	0	0	0	0	363	8638	0.007	0.118	0.027	80.1	県
			362	8655	0.003	0.100	0.022	0.044	0	0	0	0	362	8655	0.012	0.132	0.041	74.8	県
			355	8629	0.001	0.055	0.006	0.043	0	0	0	0	355	8629	0.007	0.097	0.021	85.0	県
			360	8664	0.003	0.092	0.016	0.044	0	0	0	0	360	8664	0.011	0.129	0.033	74.1	組合
越 前 市	武生 今立 国保 所	住	352	8437	0.002	0.058	0.009	0.039	0	0	0	0	352	8437	0.010	0.094	0.029	80.4	県
			357	8536	0.001	0.036	0.004	0.043	0	0	0	0	357	8536	0.005	0.057	0.015	85.1	県
			344	8201	0.001	0.053	0.004	0.044	0	0	0	0	344	8201	0.006	0.086	0.018	86.9	市
			362	8675	0.000	0.059	0.003	0.042	0	0	0	0	362	8675	0.005	0.093	0.018	90.9	市
			363	8679	0.000	0.111	0.001	0.041	0	0	0	0	363	8679	0.003	0.048	0.010	95.7	市
若 狭 町	安島保育所 坂 方	未	338	8327	0.001	0.056	0.008	0.047	0	0	0	0	337	8320	0.007	0.097	0.025	84.0	県
			364	8686	0.002	0.058	0.009	0.038	0	0	0	0	364	8686	0.008	0.078	0.022	80.4	県

(注)「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

(注) 「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表 2-8-2 一酸化窒素、二酸化窒素および窒素酸化物の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成23年度）

市 町	測 定 局	用途 地域	一酸化窒素（NO）				二酸化窒素（NO ₂ ）				窒素酸化物（NO+NO ₂ ）							設置 主体		
			有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	1時間値が 0.2ppmを超 えた時間数と その割合	1時間値が 0.1ppm以上 0.2ppm以下 の割合	日平均値が 0.06ppmを超 えた日数とそ の割合	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数とその 割合	日平均 値の年 間98% の値	98%値評 価による 日平均値 が0.06ppm を超えた 日数(注)	有効 測定 日数	測定 時間	年平均 値	1時間 値の最 高値	日平均 値の年 間98% の値		年平均値 No. (NO+NO ₂)	
							%	%	%	%	ppm	ppm								ppm
福 井 市	自排福井 自排月見 商	進工商	362	8673	0.014	0.195	0.042	0	0	0	0	0.029	0	362	8673	0.029	0.230	0.069	52.9	県
			308	7368	0.012	0.146	0.036	0	0	0	0	0.028	0	308	7368	0.027	0.188	0.061	55.4	市
			329	7860	0.011	0.114	0.027	0.049	0	0	0	0	0.025	0	328	7854	0.025	0.140	0.051	57.3
敦 賀 市	自排敦賀 自排丹南	進商	365	8706	0.021	0.183	0.061	0.067	0	0	0	0.033	0	365	8706	0.038	0.241	0.092	45.9	県

（資料：環境政策課）

「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(注) 「98%値による年平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

(資料：環境政策課)

(資料：環境政策課)

表 2-9-1 浮遊粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、平成23年度）

市 町	測 定 局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均値	1時間値が ³ 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が ³ 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が ³ 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が ³ 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (注)	設置 主体
						日	時間	mg/m ³	時間					
福 井 市	麻 生 津	未	366	8771	0.021	0	0	0	0	0.192	0.051	○	0	県
	福 井	住	320	7688	0.020	0	0	0	0	0.153	0.047	○	0	
	セ ン タ ー	未	319	7680	0.020	0	0	0	0	0.164	0.050	○	0	
	河 合	未	365	8748	0.019	0	0	0	0	0.147	0.043	○	0	
	順 化	商	364	8722	0.017	0	0	0	0	0.127	0.037	○	0	
敦 賀 市	社 住	358	8650	0.014	0	0	0	0	0.110	0.033	○	0	市	
	敦 賀	住	366	8781	0.018	0	0	0	0	0.128	0.045	○		0
	和 久 野	住	366	8778	0.017	0	0	0	0	0.143	0.040	○		0
小 浜 市	気 比	住	364	8754	0.017	0	0	0	0	0.136	0.045	○	0	市
	小 浜	住	366	8753	0.015	0	0	0	0	0.197	0.038	○	0	
大 野 市	大 野	準工	365	8749	0.015	1	0	0	0	0.214	0.039	○	0	県
鯖 江 市	神 明	住	364	8763	0.020	0	0	1	0.3	0.164	0.044	○	0	市
	鯖 江 東	住	363	8729	0.018	0	0	0	0	0.124	0.038	○	0	
	御 幸	住	366	8775	0.020	0	0	0	0	0.149	0.044	○	0	
あ わ ら 市	金 津	準工	360	8725	0.019	0	0	1	0.3	0.150	0.046	○	0	市
	中 川	未	363	8739	0.013	0	0	0	0	0.120	0.030	○	0	
越 前 市	武 生	準工	365	8765	0.020	1	0	1	0.3	0.209	0.045	○	0	市
	味 真 野 大 気	住	366	8755	0.015	0	0	0	0	0.193	0.039	○	0	
	武 生 北	工	365	8771	0.014	0	0	0	0	0.195	0.034	○	0	
	武 生 西	未	297	7320	0.013	0	0	0	0	0.117	0.035	○	0	
	今 立	住	360	8643	0.015	0	0	0	0	0.123	0.037	○	0	
坂 井 市	三 国	未	363	8726	0.020	1	0	1	0.3	0.222	0.045	○	0	市
	宿 保 育 所	住	366	8760	0.017	0	0	0	0	0.111	0.040	○	0	
	安 島 保 育 所	未	364	8759	0.017	0	0	0	0	0.117	0.037	○	0	
	坂 井	未	361	8726	0.019	0	0	1	0.3	0.199	0.046	○	0	
若 狭 町	三 方	未	366	8752	0.015	0	0	0	0	0.164	0.038	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-9-2 浮遊粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成23年度）

市 町	測 定 局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数とその割 合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均 値の 2％ 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2 日以上連続し たことの有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (注)	設置 主体
						日	時間	mg/m ³	時間					
福 井 市	自 排 福 井	準工	365	8740	0.021	1	0	0	0	0.387	0.047	○	0	県 市
	自 排 月 見	商	365	8746	0.019	0	0	0	0	0.180	0.047	○	0	
敦 賀 市	自 排 敦 賀	商	364	8728	0.026	0	0	1	0.3	0.177	0.054	○	0	県
鯖 江 市	自 排 丹 南	準工	360	8648	0.020	0	0	1	0.3	0.156	0.043	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-9-3 微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、平成23年度）

市 町	測 定 局	用途 地域	有効測 定日数	年平均値	日平均値の年 間98%値		日平均値が0.35μg/m ³ を超えた日数とその割 合		設置主体
					μg/m ³	μg/m ³	日	%	
福 井 市	福 井	住	345	13.5	32.6	5	1.4		国

(資料：環境政策課)

(注1) 「年平均値」とは、環境基準の長期的評価として、測定結果（年平均値）を長期基準（1年平均値15μg/m³以下）と比較することである。

(注2) 「日平均値の年間98%値」とは、環境基準の短期的評価として、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）について、短期基準（日平均値35μg/m³）と比較することである。

表 2-10-1 一酸化炭素の測定結果（一般環境大気測定局、平成23年度）

市 町	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1時間 値 の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数 (注)	設置 主体
						時間	%	日	%	日	%	ppm	ppm	有× 無○	日	
福井市	順 化	商	366	8742	0.3	0	0	0	0	0	0	1.3	0.5	○	0	市

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-10-2 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成23年度）

市 町	測定局	用途 地域	有効測 定日数	測定 時間	年平 均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数と その割合		日平均値が 10ppmを超 えた日数と その割合		1時間値が 30ppm以上と なったこと がある日数 とその割合		1時間 値 の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による日平 均値が 10ppmを超 えた日数 (注)	設置 主体
						時間	%	日	%	日	%	ppm	ppm	有× 無○	日	
福井市	自排福井	準工	365	8713	0.3	0	0	0	0	0	0	1.1	0.5	○	0	県
	自排月見	商	365	8732	0.4	0	0	0	0	0	0	3.4	0.6	○	0	
敦賀市	自排敦賀	商	366	8747	0.3	0	0	0	0	0	0	3.6	0.5	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	365	8720	0.3	0	0	0	0	0	0	1.4	0.5	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 2-11-1 光化学オキシダントの測定結果（一般環境大気測定局、平成23年度）

市 町	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時 間値が 0.06ppmを超 えた日数と 時間数		昼間の1時 間値が 0.12ppm以上 の日数と時 間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値	設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福 井 市	麻生津	未	366	5476	0.031	65	360	0	0	0.092	0.046	県 市 市 市 市 市
	福 井	住	322	4775	0.032	50	288	0	0	0.091	0.046	
	センター	未	322	4786	0.032	65	375	0	0	0.095	0.048	
	石 橋	未	33	481	0.048	9	33	0	0	0.070	0.055	
	河 合	未	366	5456	0.038	86	510	0	0	0.099	0.051	
	順 化	商	366	5455	0.030	39	208	0	0	0.085	0.043	
敦 賀 市	社 住	住	366	5457	0.032	53	306	0	0	0.090	0.046	市 市
	敦 賀	住	361	5380	0.036	81	399	0	0	0.108	0.049	
小 浜 市	和 久 野	住	360	5340	0.037	82	457	0	0	0.104	0.049	県 県
	小 浜	住	366	5472	0.034	47	241	0	0	0.093	0.046	
大 野 市	大 野	準工	366	5462	0.033	63	372	0	0	0.102	0.046	県
鯖 江 市	神 明	住	366	5470	0.032	71	428	0	0	0.099	0.048	県
あ わ ら 市	金 津	準工	366	5476	0.035	54	328	0	0	0.093	0.047	県
越 前 市	武 生	準工	366	5469	0.031	54	297	0	0	0.099	0.045	県 県
	今 立	住	364	5426	0.032	68	390	0	0	0.098	0.046	
坂 井 市	三 国	未	365	5446	0.038	58	336	0	0	0.095	0.049	県 県
	坂 井	未	366	5469	0.035	64	384	0	0	0.094	0.047	
若 狭 町	三 方	未	362	5401	0.036	70	401	0	0	0.101	0.049	県

(資料：環境政策課)

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表 2-11-2 光化学オキシダントの測定結果（自動車排出ガス測定局、平成23年度）

市 町	測定局	用途 地域	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の1 時間値の 年平均値	昼間の1時 間値が 0.06ppmを超 えた日数と 時間数		昼間の1時 間値が 0.12ppm以上 の日数と時 間数		昼間の1 時間値の 最高値	昼間の日 最高1時 間値の年 平均値	設置 主体
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
福 井 市	自排月見	商	334	4977	0.026	42	201	0	0	0.085	0.041	市

(資料：環境政策課)

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表2-12-1 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（一般環境大気測定局、平成23年度）

市 町	測定局	用途地 域	非メタン炭化水素						メタン				全炭化水素				設置主 体															
			測定時 間	年平均 値	6～9 時にお ける年 平均値	6～9 時測 定日 数	6～9時3時 間平均値 0.20ppmCを 超えた日数と その割合	6～9時3時 間平均値 0.31ppmCを 超えた日数と その割合	測定時 間	年平均 値	6～9時 におけ る年平 均値	6～9 時測 定日 数	6～9時3時 間平均値	測定時 間	年平均 値	6～9時 におけ る年平 均値		6～9時3時 間平均値														
																			時間	ppmC	ppmC	日	%	日	%	時間	ppmC	ppmC	日	時間	ppmC	ppmC
福井市	福井	住	7551	0.09	0.10	318	0.32	0.01	10	3.1	1	0.3	7551	1.86	1.88	318	2.05	1.73	7551	1.96	1.98	318	2.24	1.74	県							
順化	順化	商	8600	0.11	0.11	362	0.41	0.01	10	2.8	2	0.6	8600	1.89	1.90	362	2.10	1.74	8600	2.00	2.01	362	2.35	1.78	市							
敦賀市	敦賀	住	8501	0.06	0.08	357	0.31	0.00	7	2.0	0	-	8501	1.87	1.88	357	2.02	1.73	8501	1.94	1.96	357	2.23	1.74	県							
小浜市	小浜	住	8704	0.07	0.06	365	0.19	0.00	0	-	0	-	8704	1.86	1.87	365	1.97	1.70	8704	1.93	1.92	365	2.02	1.71	県							
大野市	大野	雑工	8706	0.08	0.09	366	0.35	0.02	10	2.7	1	0.3	8706	1.88	1.89	366	2.08	1.74	8706	1.96	1.98	366	2.36	1.78	県							
鯖江市	神明	住	8676	0.10	0.12	364	0.52	0.00	46	12.6	11	3.0	8676	1.88	1.90	364	2.12	1.73	8676	1.98	2.02	364	2.43	1.79	県							
坂井市	三国	未	8667	0.07	0.07	364	0.26	0.00	2	0.5	0	-	8668	1.85	1.85	364	2.14	1.69	8667	1.92	1.92	364	2.28	1.72	県							

(資料：環境政策課)

表2-12-2 非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成23年度）

市 町	測定局	用途地 域	非メタン炭化水素						メタン						全炭化水素				設置主 体						
			測定時 間	年平均 値	6～9 時にお ける年 平均値	6～9 時 測定日 数	6～9時3時 間平均値	6～9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数と その割合	6～9時3時 間平均値が 0.31ppmCを 超えた日数と その割合	測定時 間	年平均 値	6～9時 におけ る年平 均値	6～9時 測定日 数	6～9時3時 間平均値	6～9時3時 間平均値 最高値最低値	測定時 間	年平均 値	6～9時 におけ る年平 均値		6～9時 測定日 数	6～9時3時間 平均値 最高値最低値				
時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC				
福井市	目排井月 目排阜	準工	8653	0.09	0.11	363	0.37	0.00	26	7.2	1	0.3	8653	1.88	1.89	363	2.16	1.75	8653	1.98	2.00	363	2.3	1.74	県
敦賀市	目排敦 目排賀	商	8537	0.14	0.17	360	0.50	0.02	103	28.6	11	3.1	8537	1.87	1.89	360	2.06	1.69	8537	2.02	2.05	360	2.44	1.72	市
	目排丹 目排江	商	8466	0.10	0.11	355	0.43	0.03	10	2.8	2	0.6	8466	1.84	1.84	355	1.96	1.71	8466	1.94	1.96	355	2.29	1.8	県
鯖江市	目排丹 目排江	準工	8634	0.13	0.14	363	0.59	0.00	57	15.7	7	1.9	8634	1.88	1.89	363	2.11	1.77	8634	2.01	2.03	363	2.50	1.80	県

(資料：環境政策課)

表2-13-1 ばい煙発生施設市町別届出状況（大気汚染防止法）

(平成24年3月31日現在)

施設種類	1 項		5 項		6 項		9 項		10 項		11 項		12 項		13 項		14 項		19 項		23 項		27 項		29 項		30 項		合 計	
	ボ イ ラ	施設数	金属溶解炉	工場数	金属加熱炉	工場数	焼成炉	工場数	反応炉	工場数	乾燥炉	工場数	電気炉	工場数	廃棄物焼却炉	工場数	熔結炉	工場数	塩素反応施設	工場数	トリポリ燐酸製造用施設	工場数	硝酸吸収施設	工場数	ガスタービン	工場数	ディーゼル機	工場数	施設数	施設数
市 町 名																														
福 井 市	188	424	2	13						13	19				9	14			1	7			1	1	2	2	8	19	217	499
敦 賀 市	33	95					1	2		5	11			4	5	1	5									1	2		39	120
小 浜 市	14	29								3	6			1	2														18	37
大 野 市	23	44								3	9				3	4													26	57
勝 山 市	31	75								3	6	1	6	4	4														37	91
鯖 江 市	40	115	1	1			1	1		3	6			2	3														45	126
あ わ ら 市	35	79				1	1			4	9			3	5											1	1		42	95
越 前 市	67	128	1	1	1	3	11	103		8	13			4	5				1	3									88	256
坂 井 市	84	177	2	20	1	21				9	24			4	5											1	5		95	252
永 平 寺 町	7	10								1	2																		8	12
池 田 町																												1	1	
南 越 前 町	3	5								1	2																	4	7	
越 前 町	14	22					3	7		1	1																		18	30
美 浜 町	6	7								2	3			1	1														8	11
高 浜 町	2	5	1	2	1	1	1	1						2	3													5	12	
お お い 町	3	4								1	1			1	2														5	7
若 狭 町	9	18								2	5			1	1														12	24
合 計	559	1,237	7	37	4	26	17	114		59	117	1	6	40	55	1	5	2	10				1	1	2	2	11	27	668	1,637

(資料：環境政策課)

表2-13-2 ばい煙発生施設市町別届出状況（電気事業法・ガス事業法）

（平成24年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		13 項		29 項		30 項		31 項		合 計	
	ボ イ ラ ー		ガ ス 発 生 炉		廃 棄 物 焼 却 炉		ガ タ ー ビ ン	ス 機	デ ィ ー ゼ ル		ガ ス 機 関			
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市							29	33	69	93			92	126
敦 賀 市	5	16			1	1	2	4	30	40			33	61
小 浜 市							2	2	4	7			6	9
大 野 市									6	10			6	10
勝 山 市							1	1	6	10			6	11
鯖 江 市							2	2	8	9			10	11
あわら市	1	2							5	5			6	7
越 前 市							2	2	14	17			16	19
坂 井 市	1	2					3	3	19	27	1	1	23	33
永平寺町							2	3	2	3			4	6
南越前町									5	10			5	10
越 前 町									2	2	1	1	3	3
美 浜 町									5	12			5	12
高 浜 町	1	2			1	1	1	1	6	15			6	19
おおい町	1	2			1	1			4	12			4	15
合 計	9	24			3	3	44	51	185	272	2	2	225	352

（資料：環境政策課）

表2-14 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成24年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場		コ ン ベ ア		破 砕 機 ・ 摩 砕 機		ふ る い			
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市	10	12	9	35	7	24	2	2	12	73
敦 賀 市	11	22	11	95	5	24	7	17	20	158
小 浜 市	1	1	3	6					4	7
大 野 市	3	9	3	14	2	6			3	29
勝 山 市	4	5	4	19	4	9	1	3	4	36
鯖 江 市	5	8	2	2	2	2			6	12
あわら市	2	6	4	9			1	1	4	16
越 前 市	4	4	4	18	4	12	1	1	5	35
坂 井 市	5	7	4	19	3	13	2	5	5	44
永平寺町	2	3	3	20	3	12	2	5	3	40
南越前町	2	5	1	4	1	5			2	14
高 浜 町	2	2			1	1			3	3
若 狭 町			1	1	2	4	1	1	2	6
合 計	51	84	49	242	34	112	17	35	73	473

（資料：環境政策課）

表2-15 一般粉じん発生施設届出状況（電気事業法・鉱山保安法）

（平成24年3月31日現在）

施設種類	2 項		3 項		4 項		5 項		合 計	
	堆 積 場		コ ン ベ ア		破 砕 機 ・ 摩 砕 機		ふ る い			
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
敦 賀 市	1	1	1	11	1	2	1	2	2	16
南越前町	1	1	1	12	1	7	1	4	1	24
合 計	2	2	2	23	2	9	2	6	3	40

（資料：環境政策課）

表2-16 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法）

（平成24年3月31日現在）

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		合 計	
	乾 燥 施 設 (化学製品製造用)		塗 装 施 設		乾 燥 施 設 (塗装用)		乾 燥 施 設 (接着用) [印刷回路用銅張積層板等の製造用※1]		乾 燥 施 設 (接着用) [その他の製造用※2]		乾 燥 施 設 (グラビア印刷用)		洗 浄 施 設		貯 蔵 タ ン ク			
市 町 名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
福 井 市	1	4	1	2													2	6
敦 賀 市					2	2									1	1	3	3
鯖 江 市									2	9	1	1					3	10
越 前 市	1	8			1	1											2	9
坂 井 市			1	2	2	3	2	9					1	6			5	20
若 狭 町					1	3											1	3
合 計	2	12	2	4	6	9	2	9	2	9	1	1	1	6	1	1	16	51

（資料：環境政策課）

※1 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙・包装材料の製造用

※2 その他の製造用（木材または木製品の製造用を除く。）

表 2-17 有害大気汚染物質の測定結果（平成23年度）

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ※ ng/m^3)

地域分類	一般環境			固定発生源周辺			沿道		
	福井局			和久野局			三国局		
測定地点	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大
物質名									
テトラクロロエチレン	0.078	0.037	0.14	0.041	0.020	0.10	0.044	0.027	0.073
トリクロロエチレン	0.37	0.087	1.1	0.050	<0.027	0.14	0.14	<0.027	0.35
ベンゼン	0.98	0.46	1.6	1.0	0.51	1.6	0.85	0.40	1.7
ジクロロメタン	1.6	0.39	5.3	0.59	0.27	0.98	1.2	0.35	3.0
アクリロニトリル	(0.027)	<0.029	0.043	(0.019)	<0.029	0.039	0.033	<0.029	0.061
塩化ビニルモノマー	0.056	<0.020	0.20	(0.016)	<0.020	0.050	0.19	<0.020	1.2
水銀及びその化合物 ※	1.8	1.2	2.2	1.6	0.90	2.2	1.6	0.86	2.1
ニッケル化合物 ※	5.0	1.5	12	3.1	1.7	5.4	4.3	0.88	9.6
クロロホルム	0.14	0.090	0.21	0.12	0.078	0.16	0.14	0.098	0.20
1, 2-ジクロロエタン	0.15	0.048	0.40	0.14	0.055	0.32	0.15	0.056	0.43
1, 3-ブタジエン	0.095	0.053	0.20	0.067	0.030	0.20	0.084	0.044	0.16
ヒ素及びその化合物 ※	1.5	0.67	3.3	1.6	0.94	2.5	1.6	0.57	3.0
酸化エチレン	0.092	0.042	0.14	0.073	0.042	0.095	0.087	0.053	0.12
ペリウム及びその化合物 ※	0.051	<0.030	0.12	0.040	<0.030	0.10	0.043	<0.030	0.11
ベンゾ[a]ピレン ※	0.089	0.062	0.11	0.074	0.066	0.080	0.12	0.077	0.16
							0.063	0.037	0.085
							0.15	0.077	0.28

備考：月ごとの測定値が検出下限値未満のときは、当該測定における測定結果を検出下限値の1/2として年平均値を算出した。

括弧書きの数値については、平均値の算出結果が検出下限値未満の値であったことを示す。また、※の項目は桁数が増えるため単位を ng/m^3 で記している。

(資料：環境政策課)